

共済だより

令和3年4月発行 No.209



競技かるたを題材にした漫画「ちはやふる」の舞台となった桜並木『あらた坂』（あわら市）

主 な 内 容

新しく組合員となられた皆様へ	2
令和3年度事業計画及び予算が成立	3
短期財源率は据え置き!介護財源率は引き上げ!	8
医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”	9
特定健康診査(健康診断)を毎年受けて病気を早期発見しましょう	11
退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します	12
令和3年度の年金改定について	13
被扶養者の異動手続きをお願いします	14
令和3年度 保健事業内容のお知らせ	16
こころの健康カウンセリング	17
リフレッシュ助成券を使って 健康アップ	18
組合員貯金の利率を引き下げます	19
貸付事業からのお知らせ	20
家庭用常備薬を特価にて斡旋します!	21

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線で対応されている医療従事者の皆さま及び日々ご尽力されている自治体職員の皆さまに敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

新しく組合員となられた皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となり、共済組合から「組合員証(保険証)」が交付されます。

共済組合は皆様からの掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行っています。(担当：健康管理課)



長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。(担当：年金課)



福祉事業

《保健事業》

組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、家庭用常備薬等の斡旋、宿泊施設利用助成等を行っています。(P16 参照) (担当：健康管理課)

《貯金事業》

組合員からお預かりした貯金を安全第一に運用し、ご加入の皆様へその利息収入の還元を行っています。(P19 参照) (担当：総務企画課)

《貸付事業》

組合員の住宅取得、自動車等の物品購入や結婚等の資金の貸付けを行っています。(P20 参照) (担当：総務企画課)

《宿泊事業》

あわら温泉にございます、宿泊施設『越路』の運営を行っています。(担当：越路)



詳しい内容はホームページで
ご確認ください

URL : <http://www.fukui-kyosai.jp/>

第160回組合会

令和3年度事業計画 及び予算が成立



第160回組合会は2月24日に福井県自治会館で開催され、定款の一部変更(案)、令和3年度事業計画及び予算(案)等の3議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

組合会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防に配慮し座席の間隔を広く取りマスクを着用して開催しました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。予算(案)等の詳細については、後のページで説明させていただきます。

第160回組合会で議決された事項

議案第1号 定款の一部変更(案)について

議案第2号 貯金規則の一部改正(案)について

議案第3号 令和3年度事業計画及び予算(案)について

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越 路 0776-77-3151

組合の状況

(令和3年2月28日現在)

組 合 員 数	9,694人
(男)	5,264人
(女)	4,430人
任意継続組合員数	75人
被 扶 養 者 数	7,483人
平均標準報酬月額(短期)	355,720円
(厚年)	348,942円
(退年)	349,143円

令和3年度事業計画及び予算の概要

総括事項

1 地方公共団体等の数

市	町	一部事務組合等	計
9	8	22	39

2 組合員数・被扶養者数・標準報酬の月額・標準期末手当等の額(年度末)

(単位：人、円)

組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の月額(平均)		標準期末手当等の額(平均)	
			長期	短期・福祉	長期	短期・福祉
一般組合員	9,341	5,988	330,719	337,174	1,274,846	1,275,924
うち特別職	33	18	614,545	668,182	2,565,576	2,620,061
市町村長組合員	16	11	650,000	855,625	2,802,750	3,163,625
特定消防組合員	1,137	1,640	342,108	342,108	1,383,676	1,383,676
長期組合員	5	—	554,000	594,000	1,875,800	1,875,800
市町村長長期組合員	1	—	650,000	930,000	0	0
小計	10,500	7,639	332,576	338,677	1,289,124	1,290,632
任意継続組合員	67	28	—	340,000	—	—
合計	10,567	7,667	332,576	338,685	1,289,124	1,290,632

※会計年度任用職員が約700名加入する予定のため、組合員数は増加し、標準報酬の月額・標準期末手当等の額(平均)は減少する見込みです。

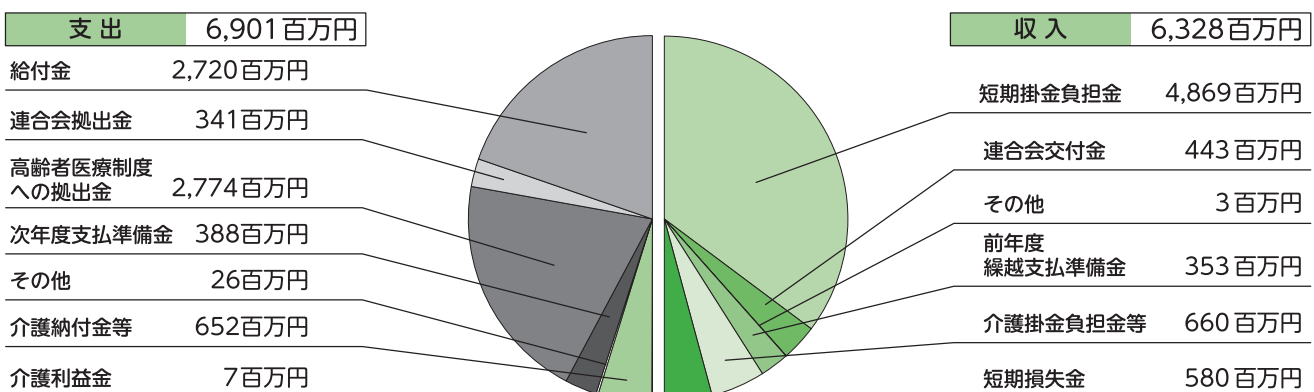
短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療制度への拠出金等を支出します。また、介護保険制度に係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆様からの掛金や所属所からの負担金です。短期の支出においては、高齢者医療制度への拠出金等が増額となることから、収支の結果約5億8000万円の当期損失金が生じる見込みですが、積立金を取り崩して対応し、財源率は据え置くこととしました。

介護においては、介護納付金の計算方法が保険者の報酬総額に比例する総報酬割に移行した影響等から納付金額が増え、掛金・負担金合わせて財源率を0.5 / 1000引き上げ17.5 / 1000とすることとしました。

組合員の皆様には、今後も短期財政の安定的な運営のため、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用、保健事業の有効的な活用により健康を維持していただくなど、医療費の抑制にご協力くださいますようお願いいたします。



厚生年金保険経理

一元化後の報酬比例部分等の給付に係る組合員保険料、負担金、基礎年金拠出金及び追加費用(2階部分)を全国連合会へ納付する経理です。

令和3年度は、組合員保険料 49億 4,463万円、負担金 77億1,935万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金を全国連合会へ納付する経理です。

また、この経理の掛金、負担金には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

令和3年度は、掛金、負担金合わせて8億1,331万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用(3階部分)等を全国連合会へ納付する経理です。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

令和3年度は、負担金 5,774 万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

平成 30 年度に全国連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための退職等年金預託金管理経理が新設されました。

令和3年度は、預託金により発生する支払利息309万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

令和元年度から、貸付経理への貸付金はすべて退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなり、令和元年 8 月より、経過的長期預託金管理経理で縁故地方債のみ引き受けています。

令和元年度末で、地方公共団体の発行する債券の償還は全て終了しており、新規の縁故地方債の受け入れも見込めないことから、資産・負債すべて 0 円と見込んでいます。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金(組合員1人当たり年額11,700円)、短期経理からの繰入金(組合員1人当たり年額2,205円)及び全国連合会からの交付金(組合員1人当たり年額4,220円)です。

組合員1人当たりの負担金等の年額が昨年度より増額していますが、支出要因である全国連合会への分担金等も増額されています。

今後も財政状況は厳しく、引き続き経費削減に努めてまいります。

収支見込 (単位：千円)

収入	負担金	122,847
	連合会交付金	49,850
	短期経理より繰入	23,232
	その他	393
	計	196,322
支出	役員報酬	230
	職員給与	79,609
	旅費	1,811
	事務費	9,541
	委託費	2,131
	賃借料	10,776
	普及費	2,350
	負担金	13,206
	連合会分担金	3,815
	事務費負担金払込金	54,699
	その他	662
		計
差引	今年度損益金	17,492

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高対策に関連する事業を行う経理です。

第2期データヘルス計画に基づき、健康管理事業として人間ドックの利用助成や生活習慣病予防検診助成、がん検診助成事業、また、健康管理担当者研修会などの講座開催のほか、特定健康診査、特定保健指導も行っています。また、越路の改修工事に伴い、保健経理の改良積立金を取り崩し、9,000万円を宿泊経理に繰り入れます。

保健事業の内容は、16ページの「令和3年度保健事業の概要」をご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収入	負担金・掛金	235,437	
	その他	3,559	
	計	238,996	
支出	厚生費	保健・講座・広報関係	123,647
		保養関係	45,097
		その他	251
		厚生費計	168,995
	特定健診・特定保健指導	18,879	
	職員給与・事務費等	24,355	
	宿泊経理へ繰入	90,000	
	計	302,229	
差引	今年度損益金	△63,233	

宿泊経理

この経理では、組合員とそのご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による利用客の減少が予想され、赤字を見込むこととなりますが、保健経理からの繰入金が増額されるため、損益計算上は当期利益金が生じることとなります。

この増額された繰入金は、赤字を補てんするためではなく、越路の老朽化に伴う計画的修繕費用の資金移管であるため、年度末には同額を改良積立金に積み立てます。

今年度に生じる見込みの損失金は、これまでに積立ててまいりました欠損金補てん積立金を取崩して対応します。

このコロナ禍を乗り越えるため、当館のコロナ対策を万全にし、お越しいただいた組合員の皆様に癒しの空間をご提供できるよう努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をお願いいたします。

令和3年度の営業予定日、ご利用料金等は折り込みのチラシをご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入	施 設 収 入	130,577
	商 品 売 上	5,767
	保健経理より繰入	90,000
	そ の 他	7,648
	計	233,992
支 出	職 員 給 与	67,739
	商 品 仕 入	4,368
	事業用消耗品費	6,900
	飲 食 材 料 費	24,480
	賃 金	15,200
	光熱水料・燃料費	19,560
	負 担 金	18,358
	減 価 償 却 費	28,780
	そ の 他	33,282
	計	218,667
差 引 今 年 度 損 益 金		15,325

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業を行う経理です。令和3年度の組合員貯金利率は、**年利0.8%に引き下げる**ことといたしました。現在、金融市場は厳しい環境にありますが、本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力(格付)の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めていきます。利率引き下げについての詳細は19ページをご覧ください。

項 目	事 業 計 画 額
貯 金 額	42,389,350 千円
貯 金 者 数	8,771 人
貯金者1人当たり貯金額	4,833 千円
組 合 員 加 入 率	83.0%
組 合 員 貯 金 利 率	年利 0.8%

貸付経理

住宅の新築・改修資金、自動車等の物品の購入資金、冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合員の皆様の必要な資金の貸付けを行います。

貸付利率は、平成30年1月1日から、地方公務員等共済組合連合会が定める退職等年金給付の算定の基礎となる基準利率の区分に応じて、総務大臣が定める率とされました。

令和2年10月から令和3年9月まで適用される基準利率は0.00%であり、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	209,505千円	195件
住宅貸付等	208,488千円	91件
特別貸付 (結婚・入学・修学等)	149,858千円	122件
合 計	567,851千円	408件

■貸付利率一覧表

貸 付 種 類	年 利
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災 害 貸 付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

短期財源率は据え置き! 介護財源率は引き上げ!

4月から 介護財源率(掛金・負担金) ... **0.5 / 1000** の引き上げ



令和3年度 短期・介護財源率

区分	掛金		負担金	
	短期	介護	短期	介護
組合員	44.00	8.75	44.00	8.75
75歳以上の組合員	2.35		2.35	

※単位: %

介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

短期財政については、医療費の増額、高齢者医療制度への納付金の増額の影響などから、約5億8000万円の当期損失金となる見込みです。

しかしながら、短期積立金を取り崩して対応することとし、短期財源率は据え置くこととしました。

また、介護財源率については、介護納付金が増額し、従前の財源率では介護納付金の支払に支障をきたすことから、やむを得ず引き上げることとしました。

今後も組合員お一人お一人が健康維持増進にご留意いただき、医療費の抑制にご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年度 任意継続掛金について

任意継続掛金は、「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額(令和3年度は360,000円)」を比較し、いずれか低い額に短期分及び介護分の掛金率を乗じて算出します。

なお、令和3年4月からの任意継続掛金の最高限度額(月額)は次のとおりとなります。

任意継続掛金
最高限度額
(月額)

<短期分> 31,680円 (360,000円×88/1000)
<介護分> 6,300円 (360,000円×17.5/1000)

<合計> 37,980円

(注) 40歳未満及び65歳以上の方は短期分のみ納付となります。

マイナンバーカードが組合員証として利用できます

マイナンバーカードを組合員証として使用するためには、カード保有者自身がマイナポータルを介して登録を行う必要があります。

オンライン資格確認を導入している医療機関等※の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざせば、よりスムーズに医療保険の資格確認ができ、待ち時間を短縮できます。

なお、上記の登録をした方も、組合員資格の取得・喪失、被扶養者の認定・取消等の申告は必要となりますので、引き続き速やかな手続きをお願いします。

※オンライン資格確認の導入状況は、医療機関等により異なります。



医療機関等の窓口でマイナンバーカードを預かる、マイナンバー(12桁の数字)を控えることはありませんのでマイナンバーカードの取扱いにご注意ください。

<お問合せ先 健康管理課>

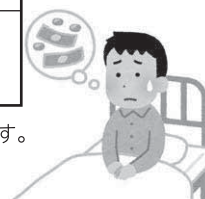
医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”

◎ 負担割合

組合員証等を使用して医療機関や薬局で受診・調剤された際、医療費(保険診療分)に対し会計窓口で支払う一部負担金(組合員)・自己負担金(被扶養者)の負担割合は次のとおりです。

	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70~74歳)の 組合員及び被扶養者	医療費の2割 (現役並み所得者※1) 3割)	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

※1 「現役並み所得者」とは、標準報酬月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。



◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金(以下、負担額といいます。)にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、負担額が自己負担限度額を上回った場合には、**その差額が高額療養費**として共済組合より支給されます。

70歳未満の人	自己負担限度額	多数該当※2
ア 標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬の月額 260,000円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者 (市町村民税非課税※3)	35,400円	24,600円

※2 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の高額療養費の支給に該当の場合の自己負担限度額です。

※3 「区分ア」又は「区分イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても「区分ア」又は「区分イ」の適用となります。

70歳以上の人	自己負担限度額	
	外来のみ(個人ごと)	外来 + 入院 (世帯単位※4)
標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)	
標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)	
標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)	
一般所得者	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円(多数該当 44,400円)
低所得者(市町村民税非課税※5)	8,000円	24,600円 又は 15,000円

※4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。

※5 70歳以上の現役並み所得者(標準報酬の月額280,000円以上の組合員及びその被扶養者)の市町村民税が非課税であっても低所得者には該当しません。

<お問合せ先 健康管理課>

出産された方・育児休業された方 さらに 育児中のお父さんも…! 忘れずに申請してください!!

～～ 共済組合に申し出ることにより標準報酬月額が改定されます ～～



育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る3歳に満たない子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。

職場復帰後に「育児短時間勤務」や「育児部分休業」を取得して報酬が低下したときはもちろん、時間外勤務手当や通勤手当の減少などの理由で報酬が低下したときも対象となります。

また、復職に伴う昇給等により報酬が増加した場合も改定の対象となります。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。(ただし、引き続き「育児休業」を取得した場合を除きます。)

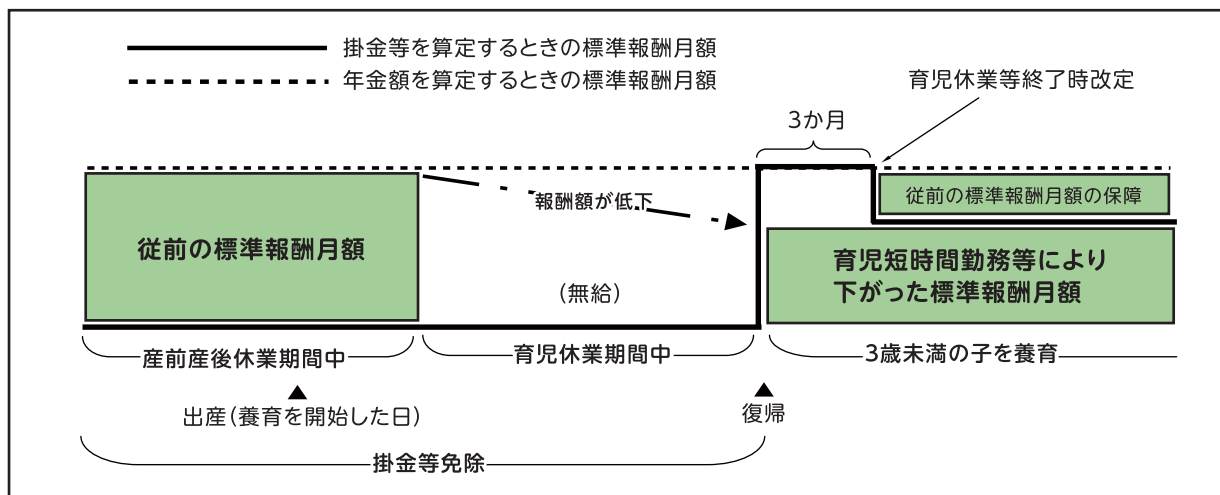
改定の対象は、育児休業等終了時改定と同様です。

3歳に満たない子を養育している期間の特例（養育特例）

3歳に満たない子を養育している組合員(父母どちらも対象)の標準報酬月額が、上記2つの改定などにより、養育を開始した日前の標準報酬月額(従前の標準報酬月額)を下回る場合、共済組合に申し出ることにより、将来、厚生年金保険給付や退職等年金給付の額を計算する際に、従前の標準報酬月額で計算されます。(「育児短時間勤務」などにより、標準報酬月額が低額になることで将来の年金給付に影響が出るのを避けるための特例措置ですが、**養育している期間中であれば、標準報酬月額が下がる理由を問わず、特例が適用されます。**)

ただし、掛金等については実際の標準報酬月額に対して徴収されることから、短期給付については、実際の標準報酬月額を基に算定されます。

★ 養育特例のイメージ



※ 上記いずれも、組合員の方からの申出書の提出が必要になります。
各種手続きにつきましては、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

特定健康診査(健康診断)を毎年受けて 病気を早期発見しましょう

特定健康診査って何？

生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診断のことです。
自覚症状が少なく自分では気が付きにくい生活習慣病を、早期に発見することができます。
病気は早期発見・早期治療が大切なので、健診結果を毎年確認しましょう。

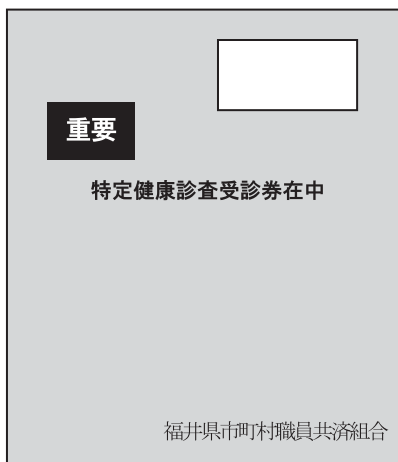
※在職中の組合員の方は、所属所が行う定期健康診断や人間ドックを受診することにより、特定健診を受診したものとみなされます。

40歳以上74歳以下の被扶養者、任意継続組合員の皆様へ 特定健康診査のご案内をお届けします

● 特定健康診査受診方法 ●

5月初旬、特定健康診査受診券をご自宅宛てに送付します。
市町の集団健診または、病院での受診(要予約)を選ぶよ。
詳しくは受診券同封の特定健康診査のご案内を確認してね。

受診券封筒見本です。
青色でA4サイズだよ。



● 健診費用 ●

当共済組合が全額負担しますので **無料!!**
ただし、がん検診は自己負担となります。

● ひとつこと ●

生活習慣病は自覚症状が少ないため、気づかないうちに、重症化しているかも…。
重症化すると、治療に時間もお金もかかっちゃうから、毎年の特定健康診査で、体の状態を確認することが大切なんだね!

◆10月末までに**特定健康診査を受診**し申込書を提出した方に、

お得なクーポン券を進呈

※ 進呈条件等は受診券に同封する「健トクキャンペーン申込書」をご確認ください。

◆共済組合の助成を受けずに受診した**人間ドックの結果票**や、

お勤め先での**健康診断の結果表**を提出いただいた方には、**粗品を進呈**

※ 申込書送付でクーポン券進呈の対象にもなります。

※ 10月中旬までの提出であれば前年度の結果票でも結構です。(前年度の4月1日から、共済組合の資格を有していた方のみ)

詳しくは受診券同封の「令和3年度特定健康診査のご案内」をご覧ください。

<お問合せ先 健康管理課>

退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します

令和2年4月から令和3年3月までの 「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で5月下旬頃(予定)に全国市町村職員共済組合連合会から自宅宛郵送させていただきます。

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細につきましては、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会
<http://www.shichousonren.or.jp/>

【給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方】

給付算定基礎額残高通知書				
(2年4月～3年3月)				
〇〇 〇〇 様 (86250000000000) 単位:円				
(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
	①	②	③	④
	150,899			
4月	410,000	6,150	7	157,056
5月	410,000	6,150	8	163,214
6月	1,247,000	18,705	9	181,928
7月	410,000	6,150	9	188,087
8月	410,000	6,150	9	194,246
9月	410,000	6,150	10	200,406
10月	410,000	6,150	0	206,556
11月	410,000	6,150	0	212,706
12月	1,339,000	20,085	0	232,791
1月	410,000	6,150	0	238,941
2月	410,000	6,150	0	245,091
3月	410,000	6,150	0	251,241
※「標準報酬月額」には同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤	前回通知	150,899		
⑥	付与額累計	100,290		
⑦	利息額	52		
⑧	今回通知	251,241		
	給付算定基礎額等合計	251,241		
⑨	年金払い退職給付加入期間	5年6月		
⑩	付与率	令和2年4月～令和3年3月 1.500%		
		%		
⑪	基準利率(年率)	令和2年4月～令和2年9月 0.060%		
		令和2年10月～令和3年3月 0.000%		
	基礎年金番号	1234567890		
	作成日	令和3年4月XX日		

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1か月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

⑤前回通知

令和2年3月までの給付算定基礎額等の合計です。

⑥付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

令和3年3月末における付与額と利息を累計した額です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以後の組合員期間の年月数です。

⑩付与率(掛金率・負担金率の合計)

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。

* 上記通知書にお示した数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。

令和3年度の年金額改定について

～ 年金額は昨年度から0.1%のマイナス改定 ～

総務省から「令和2年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

令和3年度の年金額の改定は、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）が物価変動率（0.0%）を下回るため、法律の規定により、名目手取り賃金変動率を用いた改定が行われます。

また、物価や賃金による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においてはマクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.1%）は翌年度以降に繰り越されます。



【令和3年度の参考指標】

物価変動率	0.0 %	(A)
名目手取り賃金変動率	▲ 0.1 %	(B)
(A)>(B)であるため、(B)により改定	▲ 0.1 %	改定率
マクロ経済スライドによるスライド調整率(未調整)	▲ 0.1 %	繰越し

<お問合せ先 年金課>

表紙説明



競技かるたを題材にした漫画「ちはやふる」の舞台となった桜並木「あらた坂」(あわら市)

競技かるたを題材にした人気漫画「ちはやふる」に登場する桜並木のモデルと言われている場所です(あわら市山室のレンゴウグラウンド)。

「あらた坂」という愛称は、あわら市出身の登場人物の名前にちなんで付けられたものです。2019年3月には作品ゆかりの地であることを紹介する石碑も設置されました。

「あらた坂」周辺には約300本もの桜の木が植えられています。桜の時期には提灯がともり、色鮮やかな風景が訪れた人々を楽しませてくれます。

被扶養者の異動手続きをお願いします

春は、卒業・進学・就職・退職の時期です。

被扶養者に次のような異動などがあったときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

取消手続きが必要となる方



就職した方



年間収入が認定基準額を超える方
又は超える見込みとなった方

更新手続きが必要となる方

(平成14年4月2日から
平成15年4月1日に誕生
された方)



令和2年度中に18歳に
到達された方

組合員被扶養者証
有効期限
令和3年3月31日

「組合員被扶養者証」に記載されて
いる有効期限が到来した方

※発行日によって「平成」表記となっている
場合もありますのでご注意ください。

被扶養者認定について

●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

原則18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方(健康で働ける状態にある方)については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入130万円未満(障害を事由とする年金受給者にあつては180万円未満)であることだけでなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

○病気やケガにより就労できない方等(学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。)

○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、稼働できる状態にある方として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、被扶養者認定基準である年間収入が130万円以上(障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上)ある場合には被扶養者認定ができません。

被扶養者認定基準における年間収入とは

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入(パート等の給与収入・年金収入・事業収入等)の総額をいいます。(一時的な収入は含みません。)

取消の手続きは速やかに行いましょう!

- ・被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に医療機関等で受診した医療費の保険診療分については返還していただくことになります。
- ・被扶養者の更新又は取消手続きの際は、「組合員被扶養者証」を必ず返還してください。

<お問合せ先 健康管理課>

任意継続組合員の資格を取得された方へ ～被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります～

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が、任意継続組合員の資格を取得されたことにより、主たる生計維持者の変更、生計状況の変更等が生じた場合は被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となります。

例：①在職中は子供が組合員の被扶養者として認定されており、配偶者が健康保険加入で勤務している場合
(主たる生計維持者の変更)

②任意継続組合員本人は退職により無職・無収入となったが、被扶養者として認定していた子供にアルバイト収入がある場合(生計状況の変更)など

上記事例はごく一部の事例であり、実際には個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせください。

年金の受給開始・増額の際は、 更新または取消の手続きが必要です。

60歳以上であれば、公的年金を受け取ることが可能です。ねんきん定期便などにより、被扶養者の支給開始年齢の把握をお願いいたします。65歳前の特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)や65歳からの老齢基礎年金の受給を開始された際は、年金証書や年金支払通知書の写しを添付し、速やかに更新または取消の手続きを行ってください。また、個人年金や年金生活者支援給付金も恒常的収入に含みますので受給を開始された際は手続きをお願いいたします。

なお、現在受給中で共済組合に報告をしていない場合は、所属所担当課を通じて早急に更新または取消の手続きを行ってください。

また、被扶養者の父母のいずれか一方が年金受給開始・増額された場合でも、父母の収入合計が認定の判断基準となるため、その配偶者(被扶養者でない場合を含む)の収入状況についてもご確認ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は 速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくことになりますので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口に提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。

<お問合せ先 健康管理課>

令和3年度 保健事業内容のお知らせ

組合員の皆様の健康の保持増進のため、各種検診の助成や元気回復のための各種施設の利用助成、また健康管理研修会などの開催等により、健康な生活を送っていただくことを目的に保健事業を行っています。

令和3年度も継続的に事業を行います。

【保健事業の概要】

特定健康診査	40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。	
特定保健指導	組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。	
保健関係		
人間ドック利用助成	共済組合指定年齢者を優先に、所属所を通して申し込まれた人間ドック費用を助成します。 (指定年齢者は年度中に40,45,50,55,58,60,65,70歳に達する組合員)	
がん検診助成・婦人科検診助成	所属所が、がん検診・婦人科検診を行った場合、その費用を助成します。	
生活習慣病予防検診助成	所属所が行う法定健康診断に併せ、指定13項目を附加した場合にその費用を助成します。	
歯科健診助成	共済組合指定年齢者が福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、その費用を助成します。(指定年齢者は年度中に27,32,37,42,47,52,57,62歳に達する組合員)	
リフレッシュ施設利用助成	契約施設(ゴルフ練習場・ボーリング場・バッティングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等)を利用した場合、組合員1人当たり3,000円限度で助成します。	
家庭用常備薬等斡旋	家庭用常備薬等の斡旋を行います。	
こころの健康カウンセリング	電話または面談によるカウンセリングを行います。継続カウンセリングは年間5回まで無料です。	
保養関係		
保養所利用助成	直営保養所	直営保養所「越路」を利用した場合、4,000円(幼児は2,000円)を助成します。 (嶺南所属所 5,000円(幼児は3,000円)を助成します。) ただし、繁忙期・年末年始の宿泊については、3,500円(幼児は1,500円)の助成とします。 (嶺南所属所 4,500円(幼児は2,500円)の助成とします。) 繁忙期についてはHPまたは折込の令和3年度越路利用期別カレンダーをご確認ください。
	協定保養所	協定保養所を利用した場合、1,500円を助成します。
長期勤続者宿泊優待	組合員期間20年以上の方が退職・または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。 (組合員+1名様または遺族+1名様)	
広報関係		
医療費通知	自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。	
ジェネリック医薬品差額通知	慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。	
重症化予防受診勧奨通知	健診の結果、基準値以上で高リスクの組合員・被扶養者を対象に受診勧奨を行います。	
セミナー関係		
保健衛生講座助成	所属所が保健衛生講座を開催した場合に、参加組合員1人当たり500円を限度に助成します。	
健康管理担当者研修会	健康管理担当者を対象とした研修を行います。	
ライフプランセミナー	組合員を対象にセミナーを開催します。	
レセプト点検・審査	全レセプトについて、専門機関において内容を審査します。	
公務災害・第三者行為求償	外傷の原因が、公務災害および第三者行為ではないか調査を行います。	

<お問合せ先 健康管理課>

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか？

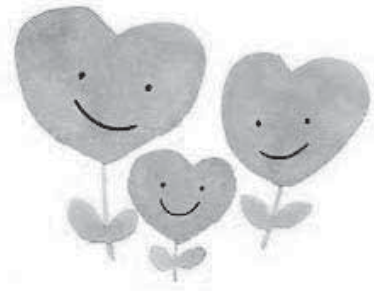
ひとりで抱え込むと、頑張りすぎている自分のこころと体の状況を客観的に判断することが難しくなります。不眠、頭痛、腹痛…体がサインを出しているかもしれません。

ひとりで悩まず、医療機関や専門の相談窓口などを利用して、積極的に相談しましょう。

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

※従来の「健康相談ハローふくい24」では、健康・医療・介護・育児などの「健康相談」について相談できましたが、令和3年度から、これらの相談についての取扱いを終了しました。



お気軽にご利用ください
フリーダイヤル

(ハロー みんなの ふくい)
0120-86-3-291

※令和3年4月から「健康相談」は取扱いを終了しました。

メールでのご相談は、次のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
https://t-pec.jp/websoudan/	863291	863291

★ 発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては時間を要する場合があります。)

★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。<http://www.fukui-kyosai.jp/>

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

厚生労働省ホームページ中 <https://www.mhlw.go.jp>

「みんなのメンタルヘルス」からも、相談先など

「メンタルヘルス」に関する情報を得ることができます。

「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」でも相談できます。<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 みんなの

検索

ジェネリック医薬品の活用は医療保険制度を未来につなげます

少子高齢化が急速に進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。

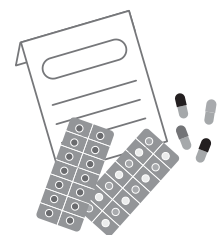
ジェネリック医薬品を利用することで、日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

新薬は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使用するため、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

特に高血圧症などの治療が長期にわたる慢性疾患の方におすすめです。

★ ジェネリック医薬品に変更したいときは？

医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることを伝え、切り替えの際には、よく相談して、ジェネリック医薬品を活用してください。



<お問合せ先 健康管理課>

リフレッシュ助成券を使って 健康アップ

令和3年度助成券は4月下旬に配布します。

健康づくり支援の一環として、組合員及びご家族が当組合の契約している施設を利用する場合、その利用料金の一部を助成します。運動不足解消にお役立てください。

助成券の取扱いについては各施設にお問い合わせください。



スポーツ施設

施設名	所在地
ふくい健康の森 けんこうスポーツセンター	福井市
福井市東山健康運動公園	福井市
足羽ふれあいセンター	福井市
あっ宝んど	大野市
フィットネス神明	鯖江市
余熱館ささおか	あわら市
まるおかアクアフィットネスクラブ	坂井市
いきいきプラザ霞の郷 かすみのフィットネス	坂井市
池田町立クライミングウォール	池田町
ウォーターランド南条	南越前町
若狭総合公園温水プール NEW	小浜市
フィットネスパレア若狭	若狭町
フィットネスセンターアクアマリン	おおい町

- ・ スポーツ施設については、口座振替となる年会費・月会費等には使用できません。
- ・ お風呂等が併設されている場合、お風呂等のみでの使用はできません。



ボウリング場

施設名	所在地
スポーツプラザ WAVE40	福井市
フクイレジャーランド ワイプラザ店	福井市

- ・ 各施設における卓球・ビリヤードなどの利用料金も助成対象とします。(ただし、ボウリング場等での貸靴代は原則として助成対象外です。)

【ご利用の際の注意事項】

- ★ 助成券は組合員お一人3,000円分です。(1枚500円の6枚綴り)
- ★ 助成券には必ず組合員証記号番号と氏名を1枚1枚にはっきりと記入してください。
- ★ 利用料金が500円未満の場合、助成券は利用できません。
- ★ 助成券は各施設共通です。
- ★ 助成券裏面の「使用上の注意」をよく読んでご利用ください。



ゴルフ練習場

施設名	所在地
印田ゴルフセンター	福井市
藤島ゴルフセンター	福井市
福井グリーン倶楽部	福井市
北陸ゴルフ倶楽部	福井市
アコーディア・ガーデンフクイ	坂井市
武生ゴルフガーデン	越前市
ゴルフヴィレッチェ ウイング	鯖江市
リオ西山	鯖江市
敦賀ゴルフガーデン	敦賀市
小浜ゴルフクラブ	小浜市
ウッドヒルゴルフクラブ	高浜町



バッティングセンター

施設名	所在地
ビッグ・ワン	福井市
バッティングセンター 福井スタジアム	福井市
北陸バッティング	福井市
北陸バッティングセンター武生	越前市
小浜バッティングセンター	小浜市

- ※ご利用の際は、必ず令和3年度の助成券を使用してください。
- ※冬季のアイススケート場及びスキー場は、「共済だより10月号」でご案内します。

協定保養所の閉館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、令和3年3月31日をもって「閉館」いたしましたのでお知らせします。

「シーサイド伊良湖」(愛知県)

<お問合せ先 健康管理課>

組合員貯金の利率を引き下げます

令和3年3月31日まで

年利**1.0%**
(税引き前)



令和3年4月1日から

年利**0.8%**
(税引き前)

共済組合の貯金事業は、加入者の皆様からお預かりした資金を国債、地方債、社債などにより安全かつ効率的に運用し、その運用収益を利息として加入者へ還元しています。

今までの貯金利率を支えていた高利率の債券が満期償還を迎え、近年の低金利状況の長期化により、資金運用利回りが低下の一途をたどっており、これまでの貯金利率1.0%を維持することが困難な状況となってまいりました。

つきましては、貯金事業を安定的に運営し、将来にわたって持続可能な事業とするため、令和3年4月1日から、貯金利率を年利0.8%に引き下げることいたしました。

今後とも組合員の皆様に安心してご利用いただけますよう引き続き努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

❀ 組合員貯金残高通知書 ❀

3月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、4月中旬に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)

令和2年度下半期(10月～3月)の入出金状況及び共済組合に登録されている「振込先」を記載していますので、ご確認ください。

❀ 払戻スケジュール ❀

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。
払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。
特に下記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
4月30日(金)	4月27日(火)
5月7日(金)	4月30日(金)



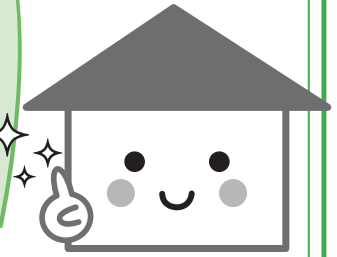
5月4日(火)、5日(水)は祝日のため払戻ができませんので、ご注意ください。

<お問合せ先 総務企画課>

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
 (変動金利)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表（一部抜粋）

貸付種類		貸付事由
普通貸付		物品の購入で臨時に必要な費用
住宅貸付		自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用
特別貸付	入学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付	組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問合わせください。HPでも確認いただけます。

住宅貸付は
 抵当権設定
不要

要望に応じて
手数料なしで
 繰上償還

返済は安心の
給与天引

今回は「普通貸付」について特集します！

貸付事由	車や生活必需品等の購入のため臨時に資金が必要になった場合
貸付限度額	給料月額×6ヶ月分に相当する額(1万円以上5万円単位。最高限度額200万円)
貸付利率	年利1.26%
償還回数・償還額	償還回数及び月例償還額は、貸付金額に応じて元利均等方式で設定されています。 〈例〉普通貸付100万円を借り入れた場合は、償還回数72回で月例償還額は14,428円です。
申込方法	次の様式と添付書類を調べて、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。 様式……「貸付申込書」、「借入状況等申告書」、「借用証書」 ※様式は共済組合事務担当課に備えてあります。 添付書類……見積書または契約書の写 他の金融機関で借入れている場合は、その月例償還額、賞与償還額及び未償還金残高がわかる償還明細書の写 ※必要に応じて上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。
申込締切	毎月15日が共済組合締め切りです。審査を通った申込みは申込月の月末に送金します。

【貸付の制限について】

- 1 新規貸付分を含む毎月の返済額(他金融機関等の返済額も含む)が給料月額の30%を超える場合及び年間の返済額が給料年額(給料月額×16)の30%を超える場合は、貸付できません。
- 2 前回の貸付申込みから1年以内の申込み(借換も含む)はできません。
- 3 貸付限度額の70%以上の未償還残高がある場合は、申込時に誓約書、支払後に領収書の提出が必要です。
- 4 他の金融機関からの借入金を返済するための貸付はできません。

<お問合せ先 総務企画課>



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。
今回は、春先から夏に向けての紫外線対策としてUVケア商品や、夏の虫除け対策商品などを取り入れた医薬品等100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

申込みの際の注意

- ①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

申込締切日

2021年5月20日(木)

お得で便利 特納品 得

「特納品」とは、健康保険の保険者等が斡旋する医薬品専用の商品なので、薬局やドラッグストアなどの一般店頭での販売は行っていません。

特納品は、市販の医薬品と区別するために容量やパッケージ等の一部が変更されていますが、成分や効能は変わらないので、お買い得であり、家庭用常備薬として常備するのに適したものとなっています。斡旋品目一覧表の金額左横に(特)が付いた商品が「特納品」です。ぜひ、ご利用ください。



保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、新規資格取得者等への生活サポートプラン等の保険中途加入募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱い保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 三大疾病支援制度
オ. つなぎ積立年金	カ. 傷害総合保険	キ. 所得補償保険	ク. 長期所得補償保険
ケ. ゴルファー保険	コ. 団体地方公務員賠償責任保険	サ. 一時払退職後終身保険	シ. リレー定期
ス. 退職後医療保障保険	セ. 退職後三大疾病支援制度	ソ. 一時払退職後傷害保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

令和3年度 生活サポートプラン 長期療養サポートプラン等 4月1日スタート

制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続可能保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
医療保障保険	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の口数の入院給付金をお支払いします。	
Wide医療	疾病・傷害による手術給付、七大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病) ^(注) による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 <small>(注)三大疾病とはがん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。</small>	
三大疾病支援制度	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。	一時払退職後傷害保険 (保険期間10年間) ※一時払退職後傷害保険と傷害総合保険とは、給付内容が異なります。
傷害総合保険	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任保険金や介護保険金等の給付もあります。	
長期療養サポートプラン 所得補償保険	病気・ケガで入院し就業不能となった場合は初日から、自宅療養による就業不能の場合は5日目から、最長1年間の月々の所得を補償します。	
長期療養サポートプラン 長期所得補償保険	病気・ケガで就業不能となった場合に、免責期間を1年間とし、それ以降最長65歳まで月々の所得を補償します。	退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

保険金給付事由

給付事由	制度名							傷害総合 保険	長期療養 サポート プラン
	生活 サポート プラン	医療保障 保険	Wide 医療	三大疾病 支援制度	7大疾病保障 特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約			
病気の 場合	死亡	○	○		○				
	高度障害	○			○				
	三大疾病時				○※3	○	○※7		
	4疾病					○※5			
	上皮内新生物						○※6		
	入院		○	○※1					○
	手術			○					
自宅療養								○	
ケガの 場合	死亡	○	○		○			○	
	高度障害	○			○				
	後遺障害							○	
	入院		○					○	○
	通院							○	
	手術			○				○	
	自宅療養								○
その他			○※2				○※4		

◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1: 三大疾病(がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中)、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合に給付します。
 ※2: 所定の要介護状態になった場合に介護保険金を給付します。
 ※3: 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中中で所定の手術を受けられたときに給付します。
 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
 ※4: 賠償責任保険金・介護保険金・携行品損害保険金の給付があります。
 ※5: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金を給付します。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
 ※6: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金を給付します。
 ※7: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときに主契約保険金の1割を給付します。
 (上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外)

請求の手順

①請求事由の発生



②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。

※事故報告書は、更新PR時に配布したパンフレットP38をコピーするか、各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



④請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、有限会社エル・サポート・福井または、各所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。



⑤請求内容の査定、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容の査定があります。支払事由に該当された場合お支払いとなります。

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱
有限会社 エル・サポート・福井
 〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号
 田中ビル1F
 TEL (0776)28-0413
 FAX (0776)21-9982

LIFE SUPPORT

MY-A-21-他-001687 MYG-A-20-LF-780

春の夜は『越路』でゆったり

笑顔の開花宣言

自慢のお料理 心を込めてお作りする季節の会席料理

花コース



月コース



写真はイメージです。

風コース



【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

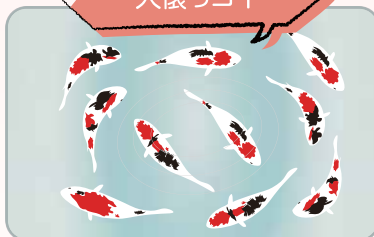
大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	10,400円	11,100円	12,200円
月コース	11,600円	12,300円	13,400円
花コース	12,800円	13,500円	14,600円

ほっと一息



コーヒーが無料でお飲み頂けます。

人懐っこイ



冬眠からのお目覚めです。
ようやくエサをあげられます。

コロナ対策



職員一同コロナ対策に
努めております。

皆様のお越しを心よりお待ちしております。

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円(幼児は2,000円)、繁忙期・年末年始は3,500円(幼児は1,500円)が助成されます。

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路